

安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX） 推進計画【第2.0版】（案）に関する意見募集 （パブリック・コメント）について

安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（案）について、パブリック・コメントを実施しますので、お気付きの点やご意見をお寄せください。

意見募集の対象、公開する資料

安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】（案）

資料の閲覧方法など

- ①総務課情報グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。
- ②町ホームページに掲載しています。
※町ホームページをご覧になれない方は、郵送も可能ですのでお問い合わせください。

意見の提出方法および場所

以下の①～④のいずれかの方法により提出してください。

- ①持参の場合 下記へ提出願います。
 - ・総務課情報グループ（総合庁舎）
 - ・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）
- ②郵送の場合 総務課情報グループへ郵送してください。
〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場 総務課情報グループ
- ③FAXの場合 総務課情報グループへ送信してください。 FAX 22026
- ④メールの場合 添付もしくはメール本文などにより総務課情報グループへ送信してください。
メールアドレス jkanri@town.abira.lg.jp

意見募集期間

9月19日～10月14日(火)

- ①持参の場合 月曜日～金曜日（土日、祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合 10月14日(火)の消印まで有効
- ③FAX、メールの場合 24時間受け付け（土日含む。ただし募集の締切日は17時15分まで）

意見対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住または通勤、通学している方
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

意見集約による公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方などについては、町ホームページおよび総務課情報グループ、住民サービス課住民サービスグループにおいて公表します（広報紙での公表は、紙面の都合上、要約などにより掲載となる場合があります）。

その他

- ・意見記入票については、詳しく内容をお聞きする場合や町で協議した結果などをお知らせするときのため、住所、名前、連絡先を必ず記載してください。
- ・募集対象案件と直接関係のないご意見などについては、取り扱わない場合があります。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 22511